

内閣総理大臣施政方針演説に対する代表質問（総理以下、関係閣僚答弁）

[議事録 4/4]

答弁閣僚：内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

○内閣総理大臣（安倍晋三君）

吉川沙織議員にお答えをいたします。

安倍政権の経済政策についてお尋ねがありました。

私の内閣では、長引くデフレから脱却するため、これまでとは次元の違う大胆な政策パッケージとして、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢で経済再生を推し進めていきます。



これにより、企業の収益機会を増やし、雇用や所得の拡大を実現することで、国民生活に経済成長の恩恵が幅広く行き渡るようにしていきます。

また、強い経済の再生なくして、財政の再建も日本の将来もありません。持続的な経済成長の実現を図りながら、財政健全化目標の実現に向けて取り組んでまいります。

これまでの構造改革、現在の雇用情勢についてお尋ねがありました。

これまでの自民党政権においては、経済産業構造の変化に応じて必要な改革を行ってきました。第一次安倍内閣においても、パートタイム労働者の待遇改善や最低賃金の引上げに向けた取組を行うなど、頑張る人が報われる社会の実現のため、各種の取組を行ってきました。

現在の雇用情勢については、完全失業率や有効求人倍率が改善するなど、緩やかに持ち直しているものの、依然として厳しい状況にあると認識しています。政府としては、成長戦略などにより経済の再生を図り、雇用情勢の改善に取り組んでまいります。

安倍政権の経済政策についてお尋ねがありました。

大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢を同時に射込むことにより、企業の収益機会を増やし、雇用や所得の拡大を実現することで、国民生活に経済成長の恩恵が幅広く行き渡るようにしていきます。

この過程で、特に企業の収益力向上の成果が適切に労働者にも分配されることが重要であり、私から、可能な限り報酬の引上げを行ってほしいと産業界に直接要請をしました。既に、この方針に御賛同いただき、従業員の報酬引上げを宣言する企業も次々と現れてきております。

また、格差を固定してはならないのは当然のことあります。政府として、頑張る人が報われるという社会の信頼の基盤を確かなものとするとともに、自助自立を第一に、共助と公助を組み合わせ、弱い立場の人にはしっかりと援助の手を差し伸べてまいります。



これから日本の雇用制度、労働環境についてお尋ねがありました。

働く意欲のある人たちに仕事をつくり、頑張る人たちの手取りを増やし、頑張る人が報われる社会、何度もチャレンジできる社会をつくり上げたいと考えております。このため、政府としては、若者、女性、高齢者、障害者など、個々の事情に応じたきめ細かな就労支援を行い、活躍できる機会をつくります。また、誰もが安心して健康に働くことができる労働環境の整備にしっかりと取り組んでいきます。

地域の実情に応じた雇用対策についてお尋ねがありました。



地域で効果的に雇用を生み出すために、地域の実情に応じた雇用対策を講じることが不可欠であります。このため、地域ごとの雇用や産業構造の特性を踏まえた取組を支援しているところですが、さらに、地域の産業構造の転換等に資するような取組にも支援を広げることとしております。働く意欲のある人たちに仕事をつくることと併せて、魅力あふれる地域づくりを進めています。

憲法に対する基本的見解についてお尋ねがありました。

自由民主党は、結党以来、憲法改正を主張しており、昨年4月には憲法改正草案を発表し、党として、21世紀にふさわしいあるべき憲法の姿を示しています。

新しい時代にふさわしい憲法の在り方については国民的な議論が深まることを強く期待しておりますが、もとより、憲法が認める生存権は当然に保障されるべき基本的人権であると考えております。

閣僚の憲法遵守義務についてお尋ねがありました。

憲法第99条は、国務大臣などの公務員は、憲法の規定を遵守するとともに、その完全な実施に努力しなければならない旨を定めたものであり、安倍内閣においても、当然、憲法を厳に遵守してまいります。

地方公務員給与の削減についてお尋ねがありました。

地方公務員給与の削減については、防災・減災事業や地域経済の活性化といった地域の喫緊の課題に対処するため、国に準じた取組を要請しているものであり、自治体いじめである、あるいは経済の再生の観点から問題であるとの御指摘は当たりません。



また、地方公務員の給与は各地方公共団体が議会での議論を経て条例で定めるも

のであり、地方交付税はあくまで標準的な行政水準に基づいて算定を行うものであることから、今回の措置が地方自治の観点から問題があるとは考えておりませんが、引き続き地方の理解が得られるよう努めてまいります。

国の出先機関の改革方針についてお尋ねがありました。

国の出先機関に関しては、これまで地方への事務権限の移譲等必要な取組を行ってきたところであります。今後、御指摘の地方分権改革推進委員会第二次勧告を含むこれまでの経緯や地方の声等も踏まえ、その在り方を検討してまいります。

地方交付税の削減についてお尋ねがありました。

平成25年度の地方財政計画において、地方が安定的な財政運営を行えるよう、社会保障関係費の増加等を適切に反映して歳出を計上した上で、地方交付税を含む一般財源総額について平成二十四年度と同水準を確保しました。今後とも、地方の安定的な財政運営を確保しつつ、引き続き地方分権改革を進めてまいります。

ソフト面での防災対策についてお尋ねがありました。

災害から国民の生命と財産を守るために、災害に強い強靭な国づくりをソフト、ハード両面から進めることが極めて重要と考えています。平成 25 年度予算においては、ソフト面の防災対策として、学校における防災教育の充実、地域の防災を担う人材の育成等を盛り込んだところがありますが、引き続き、ハード、ソフト両面にわたる防災対策に全力で取り組んでいきます。

福祉施設における防火対策についてのお尋ねがありました。

お尋ねの長崎市のグループホーム火災については、火災発生後、政府からも速やかに現地に職員を派遣するなどして火災原因調査を進めております。同時に、全国の社会福祉施設におけるスプリンクラー設備の設置状況等、防火対策の実態調査を行っているところであります。今後、二度とこうした痛ましい事故が起きないよう、スプリンクラー設備の設置基準や設置に係る支援措置等を含めた総合的な防火対策について、各省庁が緊密に連携し、必要な取組を検討するなど、政府一体となって防火対策に関する施策を進めてまいります。

消防防災への財政措置についてお尋ねがありました。

大規模災害に備えた消防防災の強化は非常に重要な課題です。平成 25 年度は、災害に強い町づくりを支援するための緊急防災・減災事業費を地方財政措置するほか、消防防災関連補助金を充実させることいたしました。消防を含めた政府全体の防災関係予算については、毎年度、内閣において概要を取りまとめ、公表しております。今後とも、必要な事業が着実に推進されるよう取り組んでまいります。

サイバー攻撃への対応についてお尋ねがありました。

サイバー攻撃への対応は、国家の安全保障、危機管理上極めて重要な課題であり、今後、取組を強化する必要があると認識しています。このため、先般、私から新たな情報セキュリティ戦略の策定を指示いたしました。御指摘も参考にしながら、対策を強力に推進してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)



○国務大臣(田村憲久君)

吉川議員からは 3 問ほど御質問をいただきました。

まずは、これまでの構造改革の評価と現在の雇用情勢についてのお尋ねでございますが、従前の自民党政権においては、経済産業構造の変化に応じて必要な労働分野の改革を行ってまいったところであります。そうした改革に当たっては、労働者の労働条件の

確保や雇用の安定と密接にかかわるものであることから、労働問題の当事者である労使が十分に議論を尽くして結論を取りまとめてまいりました。

現在の雇用情勢については、平成 25 年 1 月の完全失業率や有効求人倍率、これが前月より改善しており、緩やかに持ち直しているものと思っておりますが、依然として厳しい状況にあると認識をいたしております。

現在実施している雇用対策に加え、先日成立した平成 24 年度補正予算に盛り込んだ雇用対策を的確に実施してまいります。また、平成 25 年度予算案に必要な雇用対策を計上しており、厳しい雇用情勢の改善に全力で取り組んでいく所存でございます。



続きまして、35 歳以上を中心とした方々に対する雇用対策についてお尋ねがございました。

就職活動の時期が新卒採用の特に厳しい時期に当たり、正社員として就職できなかった方々の正規雇用化は大変重要だと存じております。このため、35 歳以上の求職者も含め、正規雇用を目指す方々が安定した職業に就くことができるよう、わかものハローワークなどの支援拠点を中心に、トライアル雇用の活用を通じて、正規雇用に向けて支援を全力で行ってまいりたいというふうに思っております。

それから、これが最後でございますが、地域の実情に応じた雇用対策についてのお尋ねがございました。

地域で効果的に雇用を生み出していくためには、地域ごとに異なる雇用や産業構造の特性を踏まえながら、地域のニーズや実情に応じて雇用対策を実施していくことが非常に重要であると考えております。

現在、地域雇用開発促進法に基づき、市町村レベルの地域の関係者が創意工夫を凝らし、地域の産業振



興策と一体となって実施する人材育成や雇用創出の取組を支援する実践型地域雇用創造事業、また、離職を余儀なくされた方の雇用機会を創出するため、自治体が地域の実情に応じて様々な事業を実施する雇用創出基金事業など、これらによりまして地域の実情に応じた雇用対策を実施しているところであります。

さらに、来年度予算案では、都道府県レ

ベルの地域の関係者が、その提案により地域の産業政策と一体となって実施する人材の確保、育成を通じた質の高い雇用創造の取組を支援する戦略産業雇用創造プロジェクトを新たに盛り込んだところであります。

いずれにいたしましても、このような事業を着実に実施してまいりまして、地域の実情に応じた雇用対策に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。(拍手)

○国務大臣(麻生太郎君)

地方交付税、地方公務員給与についてのお尋ねがありました。

今回の地方公務員給与の引下げ要請は、国、地方とも厳しい財政状況にある中、東日本大震災を契機とした防災並びに減災事業や地域の活性化といった地域の喫緊な課題に対処するため、当面の対応策として 25 年度について給与カットをお願いしたところであります。



また、地方交付税は標準的な行政標準に基づいて算定を行うものであります、今回の要請も踏まえて算定することといたしております。もとより、地方公務員の給与は各地方団体が議会の議論を経て条例で定めるものであります、給与削減の手段としてそのような算定を行ったわけではありません。その上で、地方財政計画におきましては給与削減分をこうした地域の課題に充てることとしており、自治体いじめであるとか、あるいは経済再生の観点から問題であるとの御指摘は当たらないと存じます。

国の出先機関改革の方針についてのお尋ねもありました。

平成 20 年 12 月の地方分権改革推進委員会第二次勧告において、御指摘の国家公務員削減を含む出先機関の改革方針が示されたことは承知をいたしております。国の出先機関に関しましては、これまでの経緯や地方の声を踏まえて、地方分権改革担当大臣を中心とその在り方について検討されているものと承知をいたしております。

地方財源不足の補填の在り方についてのお尋ねもありました。

国と地方は公経済、公の経済を支える車の両輪であることを踏まえれば、これは、地方の財源不足につきましては国のみが全額責任を負うのは適切ではないと存じます。このため、国と地方の両者が責任を持つなどの観点から、地方の財源不足につきましては、国が赤字公債の発行により調達した資金で行う地方交付税

の特例加算と、地方の借金である臨時財政対策債の発行により、国と地方が半分ずつ補填しているものであります。

平成 26 年度以降につきましては、これまでの考え方や国の極めて厳しい財政状況、地方の財源不足の状況などを踏まえつつ、国と地方が互いに協力をして財政健全化の取組を進めていくとの観点から、総合的に検討してまいりたいと考えております。

地方交付税の機能の在り方、地方法人特別税・譲与税についてのお尋ねもありました。

地方税収につきましては、地域間に御存じのように大きな格差がある中にあって、地方が安定的な財政運営を行うに当たりましては、地方法人課税の在り方を見直すなどによる財源の偏在性の是正を含む地方税の充実や、また、地方交付税の財政調整機能、財源保障機能がバランス良く組み合わされるということが重要と考えております。

地方法人特別税・譲与税の見直しに関する具体的な方策につきましては、現在、総務省の地方財政審議会において議論されていると承知をいたしております。当然、財政制度審議会で示された観点なども含めまして、総務省とよく相談をいたしながら、財政抜本改革法で示された方針に沿って検討してまいりたいと考えております。

最後になりましたが、防災関係予算の透明化についてのお尋ねがありました。



総理から先ほど御答弁がありましたとおり、毎年度の防災関係予算につきましては、科学技術の研究とか災害予防などの分野ごと、消防庁を含みます各省庁ごとに区分した上で内閣府に公表しておるのは御存じのとおりでありますて、ちなみに、21 府省庁で総額にいたしますと、消防庁だけですと 99 億 9,800 万円でありますけれども、全 21 府省庁を足しますと 3 兆 6,780 億円になろうかと存じます。

したがいまして、日本として災害が頻発する、といった土地柄、全ての災害もうみんなあると言っていいぐらいこの国はいろいろ、津波を含めて全てあります、といった国でありますので、この防災対策は極めて重要であると私どもも認識しております、引き続き、真に必要な事業を着実に推進をしてまいりたいと思って、明細につきましては総務省の資料が一番適切かと存じます。(拍手)

○国務大臣(新藤義孝君)

吉川沙織議員から、様々な御指摘とともに 6 点のお尋ねをいただきました。

まず、地方交付税についてのお答えであります。

地方交付税の算定は標準的な行政水準に基づいて行うこととしております。今回、政府といたしましては、地方公共団体に対して国家公務員の給与減額支給措置に準じた措置を講ずるよう要請する閣議決定を行ったわけであります。このため、平成 25 年度の地方交付税における地方公務員給与費については、この閣議決定に沿った水準を標準的なものとして算定を行うこととしており、地方交付税を給与削減の手段として用いるものではございません。



このようなことから、今回の措置は、地方の固有財源という地方交付税の性格を否定するものとは考えておりません。

次に、国の出先機関の改革方針についてのお答えをいたします。

平成 20 年 12 月の地方分権改革推進委員会第二次勧告において、出先機関の事務権限の見直し、組織の見直しや、御指摘の国家公務員を削減することを含む出先機関の改革方針が示されたことは承知しております。



国の出先機関に関しては、今後、地方への事務権限の移譲について、これまでの経緯等を踏まえ、地方の声もお伺いしながら、行政サービスが向上するか、あるいは国と地方両方の機能強化につながるか、そういった観点を大切にしながら十分な検討を行った上で必要な取組を進めてまいりたいと思っております。

次に、地方の財源不足の補填についてのお尋ねであります。

地方の財源不足については、国と地方が折半して補填することを基本としております。国は一般会計からの地方交付税の特例加算、そして地方は臨時財政対策債の発行により対応してきており、現行法においては平成25年度までの特例措置となっております。

平成26年度以降に財源不足が生じた場合の補填方法については改めて検討することになりますが、いずれにしても、地方公共団体が自主的、主体的に行政サービスを提供できるよう、地方財源の安定的な確保について適切に対応してまいりたいと考えております。



次に、地方交付税の機能の在り方と地方法人特別税・譲与税の取扱いについてお尋ねがありました。地方交付税は、財源保障機能として財源調整機能という二つの重要な役割を担っております。今後ともこれらの機能を堅持していくことが必要であり、このため、御指摘の財政調整目的税で代替させることは考えておりません。

地方法人特別税・譲与税については、税制抜本改革法に基づき、今回の改革に併せて抜本的に見直しをします。あわせて、地方法人課税の在り方を見直すことにより、地域間の税源偏在の是正策を講じるため、国、地方の税制全体を通じた幅広い検討を行ってまいりたいと思います。

続きまして、地方交付税の削減についてのお尋ねでございます。

平成25年度の地方財政計画においては、社会保障関係費の増加等を適切に反映をして歳出を計上した上で、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税を含む一般財源総額について、平成24年度と同水準を確保しております。



なお、平成25年度の地方交付税が前年度に比べ減となっているのは、一般財源総額について前年度と同水準を確保する中にあって、地方税等が増となっております。これによるものでありまして、地方交付税の削減を目指しているものではございません。

今後とも、地方の安定的な財政運営を確保しつつ、引き続き地方分権改革を進めて

まいりたいと存じます。

最後に、消防防災に係る財政措置についてお尋ねがございました。

消防防災に係る地方交付税措置については、通常の措置に加え、平成 25 年度は、耐震化等の災害に強い町づくり、そして地域の防災力の強化などの地方単独事業についても支援するために緊急防災・減災事業費を確保しております。また、消防防災施設や緊急消防援助隊の車両等の整備に係る補助金につきましては、平成 25 年度当初予算及び平成 24 年度補正予算を合わせて 162 億円を確保し、平成 24 年度の当初予算 56 億円から大幅に充実をさせていただいております。

また、毎年度の防災関連予算については、科学技術研究や災害予防等の分野ごと、消防庁を含む省庁ごとに区分した上で、内閣府において公表をさせていただいております。

今後とも、国民の命を守る消防防災体制の強化を図るため、消防関連補助金を含めた消防防災に係る財政措置の充実に努めてまいりたいと思います。(拍手)